

情報ひろば 8月

福祉

地域包括ケア推進課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

0857-20-3453(1)
0857-20-3449(2)・(3)
0857-20-3404

各総合支所市民福祉課(12ページ)
各地域包括支援センター(12ページ)
①寝具丸洗い乾燥サービス9月実施分
在宅で生活をしている65歳以上で
要介護4、5の人 料 掛布団:200円、敷布団:2000円、羽根布団:3000円、毛布:1000円 ※枚数に制限があります。 8月21日(月)までに申出書を提出

【②認知症サポーター養成講座】
8月9日(水) 10:00~11:30
所 さわかか会館(富安二丁目)
容 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して暖かい目で見守る「認知症サポーター」養成講座 料 無料 8月4日

日(金)まで
【③認知症介護家族の集い】毎月第2金曜日開催
8月11日(金) 10:00~12:00
所 さわかか会館(富安二丁目)

容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料

認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。
認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部)
毎週月~金 10:00~18:00
0859-37-6611
認知症疾患医療センター(渡辺病院)
0857-39-1151

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

8月23日(水) 10:00~12:00
所 駅南庁舎第一会議室 対 家族介護者または介護に関心のある人 容 懇談会(介護カイドA紹介など) 料 2000円 8月18日(金)まで
問 スマイル・スマイル事務局(地域包括ケア推進課)
0857-20-3449
0857-20-3404

介護予防教室(おたっしや教室) 10/12月

容 主に椅子に座りながらの運動、栄養やお口の機能改善のための講話。

返送してください。

なお、申請書が届かない人は、選挙管理委員会、各総合支所および各漁業協同組合にご連絡ください。
問 選挙管理委員会事務局
0857-20-3386
0857-20-3051

第44回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会

8月25日(金) 10:00~15:30(受付9:30) 所 とりぎん文化会館梨花ホールほか 容 【全体会(午前)】
▽講演「部落差別解消推進法成立」
▽講師:内田龍史さん(尚絅学院大学総合人間科学部現代社会学科准教授)
【分科会(午後)】▽子どもの人権

毎週1回90分・3か月間 所 公共施設など全19会場(予定) 対 満65歳以上の人 ※医師から、運動制限されていない人のみ。 ※身体状況によっては、他のサービスを紹介することがあります。 料 1回500円 8月31日(木)までにお住まいの地域の地域包括支援センターへ
問 各地域包括支援センター(12ページ)

0857-20-3406
問 各地域包括支援センター(12ページ)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
高等学校卒業程度認定試験の合格をめざすひとり親家庭の親または児童が、民間事業者などによる講座を受講し、修了および合格したときに受講費用の一部を支給します。 ※要事前相談。詳しくは問い合わせ先まで。
問 駅南庁舎(こども家庭課)
0857-20-3465
0857-20-3405

法定後見の市長申立

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、親族などの申立により家庭裁判所が選任する後見人などが、預貯金の管理や日常の契約行為などを本人に代わって行う制度です。親族などによる支援ができない人や身寄りのない人については、市長が申立を行います。
問 駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-3474
0857-20-3406

0857-20-3474
0857-20-3406
法定後見の市長申立
成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、親族などの申立により家庭裁判所が選任する後見人などが、預貯金の管理や日常の契約行為などを本人に代わって行う制度です。親族などによる支援ができない人や身寄りのない人については、市長が申立を行います。
問 駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-3474
0857-20-3406

電波のルールを守りましょう

電波は警察・消防・救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。電波を利用するためには、原則、無線局の免許と技術基準に適合した無線機器を使用す

ることが必要です。
●電波に関するお困りごとやご相談
中国総合通信局では、不法無線局による混信・妨害、テレビ・ラジオの受信障害など、電波に関するお困りごとやご相談電話を開設しています。
◆不法無線局、混信・妨害相談
082-222-3302
◆受信障害(テレビ・ラジオ)
082-222-3303
◆電波利用料
082-222-3308
◆その他行政相談
082-222-3314
問 駅南庁舎情報政策課
0857-20-3871
0857-20-3879

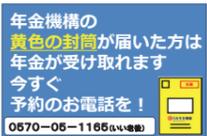
年金受給資格期間が短くなりました!



年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が、平成29年8月より、10年に短縮され、これまで年金を受けることができなかった人も年金を受給できる可能性があります。

受給資格期間を25年から10年に短縮

既に65歳以上の人で、受給資格期間が10年以上の人を対象に、平成29年2月から7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」(黄色のA4封筒)が送られています。届いた人は「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)で予約の上、鳥取年金事務所でお手続きください。手続きをすることによって、平成29年9月分から年金を受け取ることができます。



任意加入制度で年金額アップ

国民年金の加入は20歳以上60歳未満までですが、納付月数が480月(40年)に満たない人で、日本国内に住所を有する(注1)60歳以上65歳未満の人は任意加入できます。(注2)
任意加入することで、受給資格を満たし、年金を受け取れるようになったり、受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。
また、受給資格期間が10年に満たない人は、最長70歳まで任意加入することができ、年金を受け取れるようになります。

※注1 外国に居住する日本国籍を有する人も加入できます。

※注2 現在、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人、厚生年金に加入している人は除きます。

過去5年間の保険料を納めることができます

過去5年以内に国民年金保険料を納め忘れていた人も、申込みにより、平成30年9月までは保険料を納めることができ(後納制度)、年金を受け取れるようになったり、年金額が増えたりします。

年金記録の確認

受給資格期間には、国民年金の保険料を免除されている期間、厚生年金や共済組合に加入していた期間、海外に住んでいたなど年金制度に加入していなくても合算対象期間と認められる期間も含まれます。ご自身の年金記録を確認することで、年金を受け取れる場合がありますので、旧姓や読み間違えやすいお名前の人など、心当たりのある人はもう一度年金事務所にご相談されるようお願いいたします。

市役所や年金事務所、日本年金機構の職員を名乗り、「年金請求書を送るので、手数料を振り込んでほしい」などという、不審な電話がかかることが予想されます。年金請求の手続きで手数料を求めたり、金融機関の口座を電話でお尋ねすることはありませんので、不審電話と思われるときは、鳥取年金事務所にご連絡ください。

問 鳥取年金事務所 0857-27-8311
問 駅南庁舎保険年金課
0857-20-3484 0857-20-3407